

第 493 回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和 3 年 7 月 19 日（月）

午後 1 時 00 分～

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町 163 愛正寺ビル 2F

1. 出席者

公益代表委員 伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、深水麻里、山口宣恭

労働者代表委員 北尾 亮、松田拓実、水谷圭子、山本 勝、渡邊 茂

使用者代表委員 上村賢司、当麻和重、西田雅彦

事務局 鈴木労働局長、恒吉労働基準部長、藤本賃金室長、上林室長補佐

2 審議事項

- (1) 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安について（報告）
- (2) 奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会委員の任命について
- (3) 関係労使の意見聴取について
- (4) 奈良県特定最低賃金改正の必要性について（諮問）
- (5) その他

3 主要経過・審議結果

【上林補佐】

定刻になりましたので、「令和3年度第2回目の奈良地方最低賃金審議会」を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は所用により使用者側委員の小西委員、柴田委員がご欠席ですが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは伊東会長、議事の進行をよろしく申し上げます。

【伊東会長】

本日は、ご多忙の中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

また、久しぶりの猛暑日になる暑い日にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から「第493回奈良地方最低賃金審議会」を開始します。

まず、本日の審議会は「公開」で行うこととなっております。また、審議会終了後は、議事録を作成し、奈良労働局ホームページに公開する予定となっておりますので、あらかじめお伝えしておきます。

次に、本日の議事録の署名人を指名いたします。私のほかに、労働者側からは松田委員、よろしくお願いたします。使用者側からは当麻委員、よろしくお願いたします。

それでは、早速ですが議事を進行いたします。

【藤本室長】

はい。事務局からですけれども、おそれ入りますが、審議に入る前に、机上配布しております、「賃金改定状況調査結果の訂正について」に関連しまして、私どもの奈良労働局長の鈴木からご説明させていただきますことがございますので、少しか事務局にお時間をいただけますでしょうか。

【伊東会長】

はい、分かりました。それでは、お願いたします。

【鈴木労働局長】

労働局長の鈴木でございます。大切な審議を前にお時間を確保していただき、誠にありがとうございます。今から申し上げます内容でございますが、厚生労働省が毎年実施している統計調査の中で、「賃金改定状況調査」というものがございます。この件についてでございます。

この調査は、「6月分につきまして、前年と比べ、本年がどのぐらい賃金が引き上げられたか」を調べる調査でございますが、ここで得られた調査結果、具体的には「第4表の賃金上昇率」でございますが、これは中央最低賃金審議会に提出され、「目安」の審議において参考とされているものでございます。

こういう重要な統計調査でございますが、今般、令和2年度と令和3年度の「賃金改定状況調査」結果におきまして、集計誤りがあることが判明いたしました。集計誤りの原因は、プログラムの改修ミスということと聞いております。

集計誤りの具体的な内容ですが、机上配布しております、「賃金改定状況調査結果の訂正について」の1ページのところをご覧くださいと思いますが、令和2年度と令和3年度の「賃金上昇率」の数値におきまして誤りがございました。

奈良県は「Cランク」でございますので、令和3年度は「0.6%が0.5%」に、令和2年度は「1.5%が1.3%」に、それぞれ訂正することになります。

令和3年度は現在のところ、この審議会では配布しておりませんが、令和2年度の分につきましては、第1回奈良県最低賃金専門部会におきまして、配布していたことを確認してございます。

厚生労働省といたしましては、本年7月7日開催の第3回「目安小委員会」の冒頭、厚生労働省・労働基準局長の吉永より謝罪しました後に、経過を説明させていただいたところでございます。

中央最低賃金審議会の会長様からは、「令和2年度の目安審議において、議論が大幅に歪められたということは起こっていない」旨ご発言を頂戴したところでございますが、統計調査におけるミスは本来あってはならないことだと存じてございます。

奈良地方最低賃金審議会の伊東会長を始めとした委員の皆様方には、今般の出来事に対し、奈良労働局長である私よりもお詫び申し上げますとともに、当然のことではございますが、引き続き正確な統計調査の実施、審議会への適切な資料の提供に万全を期してまいりますので、引き続き本年度のご審議をよろしくお願いいたしますと思います。

【伊東会長】

ただ今の鈴木労働局長からの発言に関しまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。
上村委員お願いいたします。

【上村委員】

失礼いたします。使用者側委員を代表いたしまして、私、上村の方からこの局長様からのご発言に対しまして、使用者側の意見を少し述べさせていただきたいと思っております。

今、局長のほうからございましたように、審議において基礎となる統計資料の中に誤りがあったということで大変、使用者側としても遺憾に思っております。その中で、特に使用者側は例年第4表による慎重な審議という形で4表を重視した審議を、中央又は地方においても主張してきたところでありますだけに、今回誤りのあった第4表というところで大変本当に残念に思っているところでございます。昨年度、Cランクでは0.2と下がったということで、それを踏まえた審議であるべきだったというふうに思うのですけれども、今後はこういうことのないように慎重な審議に耐えうる統計資料の提示のほうをお願いしたいなと考えているところでございます。以上でございます。

【伊東会長】

ありがとうございます。労働者側からは、はい、松田委員。

【松田委員】

はい。すみません、労働者側からも1点申し上げたいと思っております。先ほどのいただきました内容の部

分で、やはり基礎統計調査というものは審議の中で1番重要な資料となってくる部分になっておりますので、厚生労働省のほうでの誤りという部分もありますが、こういった部分の誤りが審議に大きく影響する第4表というところは使用者側の方もかなり重視されている部分になりますので、今後ともこういったことがないような調査結果の発表をしていただくようお願いしたいと思います。以上です。

【伊東会長】

はい、ありがとうございました。今、奈良地方最低賃金審議会では、特に奈良県最低賃金専門部会の金額審議において「賃金改定状況調査」の結果でもある「第4表の賃金上昇率」も参考にしておりますが、ただ奈良県内の状況を議論するため、これ以外にも厚生労働省が実施する「最低賃金に関する基礎調査」、「毎月勤労統計調査」、内閣府が実施する「月例経済報告」、中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業景況調査」、財務省奈良財務事務所が実施する「奈良県内経済情勢報告」、「法人企業景気予測調査」を始めといたしまして、奈良県内の経済研究所が発行されておられます経済雑誌、労使の各団体様から提供していただく春闘結果など、様々な資料も参考にしながら、総合的に勘案した上で、公労使からなる審議会で議論、審議し、最終的に奈良県最低賃金を決定しております。

従いまして、「賃金改定状況調査」の結果誤りをもって、直ちに審議会での議論が大幅に歪められたかということ、そういうことは無かったと思っております。

しかしながら、こういうことが度重なりますと、統計調査の信憑性に傷がつき、ひいては、審議会の結果にまで悪影響が出てくるおそれもありますので、厚生労働省におかれましては、なお一層、適切な統計調査の実施にご努力をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本来の審議に話を戻します。

議題(1)「令和3年度地域別最低賃金額改正の目安について(報告)」について、事務局から説明をお願いいたします。

【藤本室長】

はい。それではご説明いたします。着席の上でのご説明お許しください。

6月22日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会の会長様あて、地域別最低賃金の改正の「目安」を諮問していたところ、7月16日に中央最低賃金審議会の会長様から厚生労働大臣に「答申」がございました。

その答申内容は、お手元の資料No.1「令和3年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)」をご覧ください。私からこれを読み上げたいと思います。

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改正の目安について(答申)

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致を見るに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

めくっていただきましたところ、別紙1でございまして、公益委員見解となっております。

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和3年7月14日

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の引き上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和3年度地域別最低賃金額改定の引き上げ額の目安

奈良はランクのCに該当しておりますので、28円となっております。

以下、説明は省略させていただきます。答申文の内容は以上でございます。

【伊東会長】

それでは、ただ今の中央最低賃金審議会での答申に関しまして、ご意見、ご質問はございますか。特にございませんでしょうか。

はい。

ご意見、ご質問がないようですので、次の議題に移りたいと思います。

次に議題(2)「奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員の任命について」の審議に

入ります。

奈良県最低賃金専門部会の委員は、関係労使から推薦を受け、その候補者のうちから任命するという
ことになっており、その推薦のため、6月24日から7月8日までの期間、公示されたと思いますが、
その結果について事務局から報告をお願いいたします。

【藤本室長】

はい。ご説明いたします。奈良県最低賃金専門部会の委員につきましては、関係労使からご推薦を受
けた候補者のうちから、令和3年7月15日付けをもちまして、委員に任命いたしましたのでご報告し
ます。任命した委員の皆様には、お手元に資料No.2「奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部
会 委員」をお配りしておりますのでご確認ください。資料No.2の奈良県最低賃金専門部会の委員の
お名前をご紹介しますと思います。

奈良地方最低賃金審議会
奈良県最低賃金専門部会委員名簿

公益委員

伊東 眞一 委員
下山 朗 委員
山口 宣恭 委員

労働者代表

北尾 亮 委員
松田 拓実 委員
山本 勝 委員

使用者代表

上村 賢司 委員
当麻 和重 委員
西田 雅彦 委員

以上でございます。

【伊東会長】

はい。委員の9名が決まりましたが、「第1回奈良県最低賃金専門部会」の開催日時、公開・非公開
の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

【藤本室長】

はい。それでは「第1回奈良県最低賃金専門部会」について、ご説明いたします。

開催日時は7月19日(月)15時00分 開始を予定しています。つまり、この本審終了後に、引き続

いて開催することになります。

審議内容は、「部会長及び部会長代理の選出」、「専門部会の進め方」、「審議日程」等を予定しています。

なお、専門部会の公開・非公開の取り扱いですが、「原則として公開する」ことになってはいますが、その具体的な取り扱いは、審議内容の中の「専門部会の進め方」のところで審議し、決めることになっています。

【伊東会長】

はい。今の事務局の話でいきますと、「第1回奈良県最低賃金専門部会」は、原則「公開」ということでよろしいでしょうか。

【藤本室長】

はい。奈良県最低賃金専門部会の第1回目の開始時点では、「公開」となります。ただし、従来から「金額審議は非公開」の取り扱いになっていましたので、第1回目の審議の内容次第では、「公開」で開始したものの、途中から「非公開」に切り替わるという可能性もございます。つまり、審議次第ということでございます。以上です。

【伊東会長】

はい。分かりました。

それでは、奈良県最低賃金専門部会の委員に任命されました皆様方には、大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を進めます。

次に議題(3)「関係労使の意見聴取について」を審議しますので、事務局から説明をお願いします。

【藤本室長】

はい。それでは、ご説明いたします。お手元の資料No.3「関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋」をお付けしております。時間的制約もございますので、読み上げての説明は省略させていただきます。

これらの条文に基づきまして、6月24日から7月14日までの期間、関係労使からの意見を求めておりましたところ、4つの労使団体様から意見書の提出がございました。

意見書の提出がありました順にご紹介します。

7月6日付けで、日本労働組合総連合会奈良県連合会の西田会長様から、資料No.4「奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て」のご提出がございました。

また、7月13日付けで一般社団法人奈良経済産業協会の林田会長様から、資料No.5「奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て」のご提出がございました。

さらに7月14日付けで、奈良県労働組合連合会の松本議長様及び市民生協ならコープ労働組合の松本執行委員長様から、資料No.6「最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」がそれぞれ提出されました。

ことをご報告いたします。以上でございます。

【伊東会長】

はい。ただ今、事務局から説明がありましたように

- ・日本労働組合総連合会奈良県連合会
- ・一般社団法人奈良経済産業協会
- ・奈良県労働組合連合会及び市民生協ならコープ労働組合の労使団体から意見書が提出されておりますので、この審議会の場におきまして各団体から意見をお聴きしたいと思っております。なお、奈良県労働組合連合会様と市民生協ならコープ労働組合様は、お一人の方が代表して意見表明をされると聴いておりますので、よろしく願い申し上げます。

お聴きする順番は、例年のとおり意見書を提出された順でお願いしたいと思います。

会場中央の座席まで移動の上、ご発言をお願いいたします。それでは、最初に「日本労働組合総連合会奈良県連合会」様からお願いいたします。

【松田委員】

はい。中央ということでこちらのほうで発言をさせていただきたいと思っております。それでは、労働側を代表いたしまして、連合奈良の松田より申し上げます。

資料 No. 4 にあります通り 7 月 6 日付けで連合奈良の会長 西田より意見書を提出させていただいております。こちらの意見書では、日本における労働に関する現状や課題、昨年度の審議結果を踏まえた課題等について記載させていただいております。

また、裏面にはこれらを踏まえ、5 点の意見と要望を記載させていただいております。この 5 点の意見と要望をより詳しく述べさせていただくために別資料を配布させていただいておりますので、そちらをご覧くださいながら意見を述べさせていただきたいと思っております。

こちらの「2021 年奈良地方最低賃金の引き上げ」と書かれた資料をご確認ください。まず、こちらの表紙 1 ページ目をご覧ください。ここに記載した 5 つのポイントについて説明させていただき、意見を申し上げます。

1 点目につきましては、至近の情勢認識。

2 点目につきましては、企業の状況。

3 点目につきましては、雇用の状況。

4 点目につきましては、最低賃金の課題。

5 点目につきましては、地域別最低賃金の 3 要素「生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払い能力」についてです。

ページめくっていただきます。2 ページ目になります。こちら「至近の情勢認識」としまして、諸外国の状況について説明をさせていただきます。このコロナ禍においても経済成長が進むと予想されており、日本を上回る最低賃金の引き上げが実施されているというところで、世界経済につきましては OECD の報告にも記載されていますとおり、2021 年の世界経済成長率は 5.8% と予測されており、多くの経済先進国においてワクチン接種や財政の経済刺激策により成長していく見通しとなっております。また、

日本においても2.6%の成長が見込まれています。こういった情勢を背景に、諸外国の最低賃金については日本より高水準の引き上げがなされており、国際的に見ても日本の最低賃金は最低レベルの水準となっております。日本がこの流れに後れを取ることがないようにしたいと考えております。

続いて資料3ページになります。国内の状況についてです。環境変化を見極めた議論が必要であり、先行きを見通す環境は確実に変化しています。日本の経済としましては、内閣府が発表しています令和3年度政府経済見通しにもありますとおり、総合経済政策の円滑かつ着実な実施により、実質4%の経済成長が見込まれ、年度内にはコロナ前の水準を回復することが見込まれています。

また、コロナ禍における最低賃金に関する政府方針については、労働分配率の長年にわたる低下傾向の改善と、格差是正を行うため、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引き上げに取り組むこととされています。

緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が継続され、コロナ禍は予断を許さない状況ではありますが、ワクチン接種の進展や雇用を維持するという経営者の固い決意と雇用調整助成金の特例措置をはじめとする政策の総動員により日本経済の回復もスピードが上がっています。

ページめくっていただきます。4ページになります。こちらでは「企業の状況 財務状況」になります。こちらは財務省の法人企業統計調査のデータをグラフにしたもので、左側に経常利益の推移を載せております。2009年以降、経常利益につきましては、企業の運営と働く者の懸命な努力により上昇し、コロナ禍により一時的に落ち込みましたが、また上昇に転じています。右側のグラフには自己資本比率推移を載せております。こちらにつきましても企業体力が積み上げている状況で増加傾向にあるというものが見て取れます。

続いて5ページになります、労働分配率になります。左側のグラフにあるとおり2007年以降、経常利益が伸びて現金・預金額が伸びております。これに伴い企業の配当金の割合も傾向としては右肩上がりとなっております。一方で賃金は横ばいとなっており、グラフの労働分配率を見ても分かるように労働者への分配は十分でないという状況が見て取れます。企業・社会・株主・労働者に分配していくことで「個人消費」の拡大から生まれる正のスパイラルによる「経済の自律的成長」と充実・安定した社会制度による「社会の持続性」の実現が必要となっております。

また、コロナ禍において労働者の生活困窮度は深刻さを増しています。社会機能を支えているエッセンシャルワーカーの中には処遇が低い労働者も少なくありません。働く者が生活不安・雇用不安を抱えている状況となっておりますので、社会安定のセーフティネットを促進する最賃の引き上げが必要となっております。

続きまして、6ページになります。「雇用情勢」についてです。左側のグラフは厚生労働省の「職業安定業務統計」と総務省の「労働力調査」のデータをグラフにした完全失業率と有効求人倍率の推移となっております。右側は日本銀行の「短観」をグラフにした雇用人員D.I.の推移となっております。コロナ禍により有効求人倍率は大きく低下したものの、労働力人口の不足により、依然として人手不足の状況が続いています。右側の雇用人員D.I.の推移のグラフは、0を下回ると人手不足ということが表される数値になっていますが、コロナ禍で一時的に上昇したものの経済の再開によって人手不足の状況が続いていることが見て取れます。

続いて7ページです。「奈良県内の人手不足倒産」についてです。2020年の奈良県内での倒産件数は

94 件、休廃業・解散した企業は 380 件で倒産を大きく上回り 4 倍にもものぼる件数が発生しています。右側の表にもありますとおり 70 代以上の休廃業・解散が 6 割を超えており、平均年齢も上昇の一途を辿っています。後継者不足の状況問題は着実に企業に迫っています。

奈良県の地域経済発展のために優秀な人財の確保は欠かせません。中小企業を元気にしていくためには、経営者にとっても大事な人財確保を重要な問題として取り組む必要があります。人口減少により働き手や事業の担い手が減少していくなかで、奈良県の将来を見据えた議論をお願いします。

続いて 8 ページになります。「県外就業率」についてです。奈良県は 15 歳以上の就業者のうち、県外就業率が 28.8%であり、全国 2 位となっています。県外就業率が高い都道府県は、下表のとおりになっています。いずれも大都市周辺の県となっております。市町村別では、生駒市、王寺町、三郷町、香芝市がいずれも 40%を上回る数字となっております、大阪府に隣接する地域に集中している結果となっております。

また、奈良県の令和元年県民アンケートで、県外で仕事をしている・希望している理由の一番目が県外の方が労働条件が良いというもので、約 5 割の方がそのような回答をしている結果となっております。

続いて 9 ページの「地域間格差」についてです。先ほどの県外就業率が高い状況を踏まえ、地域間格差を是正することが必要となっております。大阪への県外就業率が高い奈良県において最低賃金の差が 126 円もあり、奈良県内の雇用を創出し、地域経済を活性化させるためにも労働力流出の改善に向け、地域間格差の改善を図る抜本的な取組が必要ではないかと考えております。

さらに、奈良県最低賃金は、全国加重平均 902 円に対しましても 64 円低くなっているという状況になっておりますので、全国水準、または大阪での差の水準を意識した議論をお願いいたします。

続きまして 10 ページになります。こちらは、各種統計資料を加味した上での議論をしていただきたく、外部労働市場の資料といたしまして、タウンワークとリクルートジョブズの 2 種類の資料より奈良県の平均時給を記載させていただいております。この民間シンクタンクにおけるパートタイム労働者の募集金額は、全国のどこを見ても最低賃金をかなり上回る金額となっております。タウンワークでは、4 月 1 日更新の金額にはなりますが、奈良県の平均時給は 936 円となっております。最低額のフード系につきましても 912 円、最高額の医療・介護・福祉につきましても 1,136 円という値となっております。また、リクルートジョブズについては、関西の平均時給が 1,078 円という金額となっております。これは労働力人口が減少する中、企業の存続・発展に向けては、まず人材確保が重要だということの表れではないでしょうか。中小企業、又は小規模事業者の層は賃上げによって人材確保をしなければ、事業の存続がままならなくなることが考えられます。現在の、地域別最低賃金は労働市場の実額からみても著しく低い位置におかれているように見えます。

また、令和 2 年賃金構造基本統計調査によりますと、奈良県の短時間労働者の時給額は男性で 1,340 円、女性で 1,197 円となっており、令和 3 年職業安定業務統計の C ランクでの奈良県のパートタイム労働者の 1 求人票あたりの募集賃金が平均で 1,103 円、下限で 1,038 円となっております。

2021 年春季生活闘争においては、分配構造の転換につながり得る賃上げに取組み、「感染症対策と経済の自律的成長」の両立と「社会の持続性」の実現に向けた運動を展開してきました。結果として、非正規労働者の正社員化あるいは、無期契約への転換や同一労働同一賃金に向けた賃金改善などが図られ、

有期・短期・契約等の時給額は加重平均で前年比 21 円プラスとなり 2.0%増加がありました。人手不足を背景に、優秀な人材を確保しようとする企業内労使の誠実な話し合いにより、正規労働者を上回る大幅な改善が今年 4 月 1 日から実施されます。奈良県においては、現在の最低賃金は 838 円と低い値に留まっている状況であり、社会不安をなくし国民経済の健全な発展を寄与するためにも「ワーキングプア」と呼ばれる年収 200 万円以下の層をつくらない議論をお願いいたします。

続きまして 11 ページになります。「地域別最低賃金決定の 3 要素」ですが、まず最低賃金法では地域別最低賃金を決定する際の 3 つ要素として、「生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払い能力」を定めており、また、賃金のセーフティネット機能を強化し、生活保護水準を下回らないよう配慮することを法で求めています。生計費については、連合は最低必要生計費を満たす賃金水準としてマーケットバスケット方式で連合リビングウェイジを都道府県ごとに 4 年に一度算定しております。最新の 2017 年の基準によりましては、900 円から 1,120 円となっており全ての都道府県で時給 900 円を上回らなければ単身世帯でも生活できないような結果となっております。この連合リビングウェイジは、労働者が健康で文化的な最低限度な生活を送るために必要な資質をベースに算定しており、決して華美なものが含まれるものではないことを付け足しておきたいと思えます。

連合リビングウェイジでは、奈良県の時間額は 940 円となっておりますが、現在の奈良県の最低賃金はその水準にも達していません。奈良県の最低賃金額では、最低賃金法第 1 条の「国民経済の健全な発展に寄与する」に足る水準として十分であるとは言えない金額であり、一人親世帯などでは深刻な問題となっております。また、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り～国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」にもありますとおり、最低賃金を引き上げることにより、経済の健全な発展を促すこととなっております。経済の好循環には最低賃金の引き上げが必要となっております。

続きまして 12 ページの賃金についてです。最低でも高卒初任給を重視するように求めさせていただきたいと思えます。特に、経験豊富な労働者の時間額が、県内高卒初任給の時間額を下回っている現状を、早急に見直す必要があります。奈良県の最低賃金は 838 円で、いわゆるワーキングプアと呼ばれる年収 200 万円にも遠く及ばない層に留まっております。賃金改定状況調査の第 4 表では、昨年 C ランクで 1.3%の賃金上昇があり、パートでは 2.1%上昇しています。令和 3 年においても、0.5%賃金上昇があり昨年の最低賃金は 0.12%の引き上げに留まっていることから、この賃金上昇率を踏まえた最低賃金の引き上げを行うべきであると考えます。

続きまして 13 ページ、通常の事業の賃金支払い能力についてです。これは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払い能力ではないということです。

さらに、最低生計費を下回るような低賃金に依拠することで事業がようやく成り立っている経営は、短期的には雇用を守っているようでありながら、内需を弱体化させる要因であり、「通常の事業」とは言えません。

最低賃金の引き上げにより雇用が維持できないというのは、現状維持の企業経営が前提であり、経済成長する上で、企業経営というものはイノベーションを起こし発展・成長していく必要があります、雇用の維持も含めた企業経営を行うことが「通常の事業」であると考えます。

最後に 14 ページになります。以下の 5 点を踏まえ真摯な議論をお願いします。

まず一点目です。政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではないと考えます。この流れを断ち切れれば、デフレ回帰を引き起こしかねません。

次に二点目です。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要です。労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ます。

次に三点目です。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改正により労使交渉に関係のない労働者に波及すべきです。

そして、四点目です。現在、最低賃金は最高額の 1,013 円でも 2,000 時間働いて年収 200 万程度に過ぎない状況です。また、日本の最低賃金は国際的に見ても相当低位に留まっています。

最後五点目です。地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因になっており、奈良県内の雇用を創出し、地域経済を活性化させるためにもランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとるべきであると考えます。

本審議会が、魅力ある奈良県最低賃金になるということをもとに、円満かつ早期な改正決定となるよう今年度真摯で生産性のある金額審議に努めていきたいと考えておりますので、以上労働者の主張とさせていただきます。

【伊東会長】

はい、ありがとうございました。

続きまして、次に奈良経済産業協会様をお願いします。

【上村委員】

はい、失礼いたします。奈良経済産業協会会長の林田よりこの審議につきまして、ご意見をお手元の資料のように表明させていただきます。それに準じまして、私、上村のほうから説明させていただきたいと思います。

お手元の資料にありますように、昨年から続きました新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、早くも 1 年 3 か月以上も続いているところでございます。ご承知のとおり、経済活動は大きく制限されているところでございます。この影響が長期化する中で、中小企業の経営に極めて深刻な影響を与え、一部には巣ごもり需要等で好調な業種・業界が見られる一方で、特に「人の移動」に関わる宿泊業・飲食業・交通・運輸業を中心に、またこれらの業種に関連する製品サービスを提供する製造・小売・サービス業等の業種においても、依然として回復の見通しがつかず、極めて厳しい業況の企業が多いのが実態でございます。

多くの中小企業は、公的融資や雇用調整助成金、各種給付金等の支援策を最大限に活用し、「事業の継続」と「雇用の維持」に必死に取り組んでいるところでございます。自治体による休業の要請や営業時間の短縮要請など、経済活動が厳しく抑制された状況下では業況の回復は程遠く、我慢も限界との声が多く聞かれているところでございます。

中小企業庁の景況調査においても、本年 4～6 月期の業況判断 DI 指数はマイナス 25.8 でございます。

特に宿泊業はマイナス 54.3、飲食業ではマイナス 50.0 と依然として大幅なマイナスになっているところでございます。

金融機関等による中小企業向け貸出残高も急増しており、業況が十分に回復しないまま、返済が始まることになれば、事業を立て直すうえで大きな負担となり、中小企業ではコストの価格転嫁が困難なことに加えて、小規模企業では労働分配率が 8 割に達しており、コロナ禍の影響で従前にもまして、賃金の支払い余力が乏しい状況が明らかでございます。

今後、ワクチン接種が進み、感染収束を期待するところではございますが、感染の拡大も見られ、新たな変異株の流行拡大も懸念される中、一切予断を許す状況ではないと考えます。仮に今後、感染が収束し、「人の移動」に関する制限が緩和されたとしても、国内の経済活動が元のレベルに戻るには一定の期間が必要であろうと考えます。また、コロナ前の経済を支えてきた、海外需要・インバウンド等の回復には、更に時間を要することが想定されます。コロナ禍で影響が深刻な業種がいつになれば以前の業績水準に回復することができるのか、全く見通しが立たない状況でございます。

特に、観光立県の奈良県におきましては、インバウンドを含む観光や関連する飲食やイベント等の需要自体が喪失し、ゼロになったといえる大変厳しい状況であり、このことは 1 年前と何ら変わっておりません。関連する製品・サービスの需要も大幅に減少する大きな影響が見られております。

ちなみに、東京商工リサーチが行った調査によりますと、廃業等検討すると回答した企業は、中小企業では 8.2%と 1 割近くに達しております。その中で、宿泊・飲食業、生活関連サービス業では実に 3 割に廃業を検討するという回答になっておりまして、検討をする可能性が「ある」と回答した企業のうち、「1 年以内」と回答した企業は 38.1%と 4 割近くになっているところでございます。このような状況は観光立県の奈良でも同様でございます。中小零細企業はコロナ禍で大きなダメージを被ったこうした業種こそが、最賃近傍で働く多くの労働者を雇用しており、仮に今年度、最低賃金が引上るようなことがあれば、その影響が直撃し、雇用の削減や廃業につながるものが強く懸念されているところでございます。

奈良県の状況を申し上げますと、奈良県の本年 4 月の鉱工業指数は 90 となっておりますが、これはここ 16 ヶ月連続で 80 ポイント台がずっと続いている中で、やっと 90%を確保したところでございます。近畿と全国を対比いたしますと、全国では 99.6、近畿では 98.0 となっております。全国、近畿を奈良県は大きく下回っており全国とは 9.6 ポイントの差、近畿とは 8.0 ポイントの差があり、奈良の 90.0 ポイント自体が、非常に低位であるということが、証左であると言えます。

また、経団連の調査、または私どもの経済産業協会の調査によりまして、春季労使交渉の結果が記載されているとおりでございますが、この両調査とも、回答企業の数に限られ、かつ規模が比較的大きいことが見てとれ、中小零細企業においては賃上げがなされていない企業が多数あり、特に、賃金改定を実施しない事業所も数多くあることから、回答の扱いには特に注意が必要かと考えます。

更に、春季労使交渉の対象となるのは、前年度の実績をベースとした、経験・スキル・成果等の総合的な結果に対して行われるものでありますが、最低賃金は、未経験で且つ、能力・スキル・学歴に全く関係なく定めるものであり、評価軸が全く異なっていることに充分留意することが必要かと考えます。

また、支払い能力に大きな影響を与える「労働生産性」ですが、皆さんがご存知のとおり、日本の労働生産性は OECD 加盟 36 カ国の中で第 26 位と大変低く、前年度より 5 つ低下し、70 年以降で最も低く

なっているところがございます。主要先進国7カ国において1970年以降、連続して最下位の状況が続いている日本であり、日本の生産性の低さが際立っております。国際的に見ても労働生産性が低い中で、まずは企業の労働生産性を上げることが先決であろうかと考えております。

これらの状況を踏まえまして、今年度の金額審議における基本的な考え方を申し上げます。

こうしたまだまだ「非常時」ともいえる中、極めて厳しい経済情勢の下で行われる金額審議におきましては、大変慎重な金額審議が必要かと考えおります。先ほども1,000円という言葉が出てまいりましたが、少し遡れば、2010年の第4回「雇用戦略対話」におきまして、「名目3%・実質2%を上回る成長」を前提として1,000円を目指すとなっております。これは労使で合意している状況でございます。しかし、この間、名目3%・実質2%上回る成長などほとんど達成することなく、この経済環境化でこの合意を無視して議論を進めることは意味がないと言えます。最近の名目GDPの推移をみますと、2019年はマイナス0.5%、2020年に至ってはマイナス4.0%と非常に大きな落ち込みとなっております。これを踏まえ、政労使の合意が履行されていないという現実を考慮し、合意のあった前提に基づいた議論が必要であろうかと考えます。

今年の審議におきましては、そこに記載のとおり、「感染症拡大前に引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも考慮しながら、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す。」と記載がありました。

これまでの諮問では、「名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく」や、「景気や物価動向を見つつ」と表現されておりましたが、今年度は名目GDP成長率や、コロナ禍による甚大な景気の影響等に関して考慮することが、一切触れられておらず、最低賃金の議論を行う上で、これらを考慮しない、無視したような審議は容認できないと考えております。

「感染症拡大前に引き上げてきた実績を踏まえる」というならば、感染拡大前の経済状況に戻ってから議論を行うべきであり、現実には感染症拡大前どころか、感染拡大が今なお高い水準で続き、変異株の脅威が指摘されるなど、第5波が真に危惧される状況下において、現下の経済環境を考えるならば、議論が拙速であることが伺えると思います。

使用者側としましては、これまで、最低賃金は、各種指標やデータなど明確な根拠のもとで、納得感のある水準を決定すべきであると主張してきました。

労働者側からもありましたように、最低賃金は地域における労働者の生計費及び賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならないと、最低賃金法第9条に明記されております。金額審議では、先に述べた3要素と法の原則に即して、この3要素を総合的に表している賃金改定状況調査の第4表を重視した審議を基本とすべきであると考えております。その中でも今年度は特に、コロナ禍における中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきであると考えております。

最低賃金は、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用され、加えて、最低賃金は下方硬直性が強く、景気後退局面においても実質的に引き下げることができないことを考慮しなければならないと思います。

今年度の審議においては、コロナ禍で企業の業況が二極化している状況を踏まえて、平均賃上げ率など企業の平均的な状況のみに着目するのではなく、コロナ禍で影響が深刻な宿泊、飲食、交通、運輸、

及びこれらに関連するサービスを提供するすべての業種における経営状況や支払能力に、しっかりと焦点を当てるべきであると考えております。

その中で企業の収益の持続的な改善・拡大や生産性向上を伴わない形での継続した最低賃金の大幅引き上げは、最低賃金の影響を受けやすい中小零細企業の経営を直撃しております。そこで働く者の雇用を失わせるだけでなく事業の継続自体をも危うくすることになります。その結果、地域経済に悪影響を及ぼし、わが国経済の再生が遠のくと考えられます。

合理的な根拠に乏しい最低賃金の大幅引き上げによって、収益の動向に関係なく、多くの中小零細企業が人件費の増大を強いられることになれば、人件費の増大が企業経営を圧迫する危険性が高まることを踏まえ、これまで以上に慎重な審議が必要だと考えます。

これまで述べてきましたとおり、コロナ禍による足下の景況感は極めて厳しく、先が見通せない経済情勢が続いております。「現行水準を維持することが適当」と答申された昨年度と比較しても、状況は決して改善していない。先ほども申しましたけれど、むしろ1年以上苦しい状況が続いていることで、企業経営は非常に傷んでおり、これ以上耐えられない状況にあります。

コロナ禍において、政府におきましてはあらゆる支援策を総動員し、中小企業の「事業の存続」と「雇用の維持」を強力に支えてきていただいていると考えておりますが、もしこのタイミングで最低賃金が引き上げられるようなことになれば、一連の政策効果を打ち消し、中小企業を更なる窮状に追い込むことが強く懸念されます。また仮に、現下の厳しい経済の実態を超える大幅な引き上げがなされるようなことがあれば、行政による中小企業切り捨てのメッセージと受け止められ、経営者の「心が折れて」廃業が更に増加し、雇用に深刻な影響が出るのが懸念されます。

最低賃金は、法的強制力をもって引き上げられ、各企業の状況に関係なく人件費を増大させるものでございます。県内の中小零細企業からは、「コロナ禍の影響が依然として厳しい状況にも関わらず、最低賃金が引き上るのではないか」といった不安の声が多く聞かれております。

このような状況下で引き上げることは、事業継続と雇用の維持のため、雇用調整助成金や持続化給付金等の各種給付金を受けながら、かろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者をさらなる窮地へ追い込むことになるとの懸念を強く持っております。

事業の存続をかけて必死の対応に迫られている中小零細企業の雇用維持に向けた努力に、決して水を差すことのないよう、中小企業・零細企業が置かれている状況を関係者一同が重く受け止めて、審議に臨むべきであるかと考えております。

多くの企業が従業員とともに、コロナ禍の厳しい経営状況を何とか乗り越え、その先に「成長と分配の好循環」を生み出していくためにも、今は、官民、労使で力を合わせて、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべき時期であると考えております。

今年度も、「事業の継続と雇用の維持を最優先とする」とのメッセージを公労使で強く発信するために、そして「100年に一度の危機」と言われたリーマン・ショックをも上回る状況が1年以上に渡って継続して、更に今後の収束が一切予測できない状況下においては、現行水準の維持が当然であるかと考えております。そのあたりのところを、使用者側は強く主張するところでもございまして、県内中小零細企業の経営実態や、経済・雇用の状況を鑑み、希望的な観測や予測でなく、エビデンスに基づいた、真の経済実態に合った慎重な調査審議が必要であると考えております。

以上、今年度の金額審議における使用者側の基本的な見解として意見を述べさせていただきます。以上でございます。

【伊東会長】

はい、ありがとうございました。

続きまして、奈良県労働組合連合会、市民生協ならコープ労働組合様お願い申し上げます。

【奈良県労働組合連合会・市民生協ならコープ労働組合 松本氏】

失礼します。座って発言させていただきます。

奈労連議長、単組は、ならコープ労働組合で委員長をしています、松本と言います。この度は最低賃金に関して意見陳述する場を与えていただき、ありがとうございます。

この間の労使交渉や署名やアンケートで集めた代表的な意見をいくつか紹介し、私たち奈良県で働く労働者の実態を訴えたいと思います。

先ほど報告がありました、中央最低賃金審議会ですべて一律で 28 円引き上げる目安が出されました。全国一律で過去最大の引き上げ額という画期的な内容で、一定私たちの要求してきたことが形になりつつあると評価はしています。

しかし、まだまだ全国一律今すぐ時給 1000 円、目指せ 1500 円の要求には道半ばであり、これからの奈良地方最低賃金審議会の奮闘に期待したいと考えています。小委員会の報告にも公益委員の見解として、地方最低賃金審議会の自主性発揮を期待する旨が記されております。是非とも中央目安を大きく超える奈良県最低賃金の大幅引き上げを切に望みます。

この 1 年半以上に渡るコロナ禍ではっきりしたこと、それはエッセンシャルワーカーの賃金が低すぎるということです。医療・介護・生協のようなスーパー・小売・清掃業等社会にとってなくてはならない労働者の賃金があまりに低すぎます。株を右から左に流すだけで何億と稼ぐ人がいる一方で、人の命を預かる、介護等の仕事を担う人が年収 300 万前後というのが実態です。この 2021 年の春闘でもエッセンシャルワーカーの賃金を引き上げなくてはいけないというのは労使の共通認識になりました。世論もそれを後押しする状況にあります。

しかし、個々の企業内での労使交渉では限界があり、社会全体の強制力が必要になります。そこで最も重要になるのが最低賃金です。

エッセンシャルワーカーの賃金はほぼ最低賃金に張り付いています。例えば、私の職場ならコープの店舗で働く職員は多くが非正規で、ほぼ最低賃金前後で働き、最低賃金が上がった分が時給アップにつながるというたちごっこを毎年続けております。近隣のコンビニ等に張り出されている募集時給を見ても同様です。つまり最低賃金を引き上げることがダイレクトにエッセンシャルワーカーの賃金を引き上げることにつながるということです。

現在の最低賃金には大きく分けて 2 つの問題があります。1 つは地域格差と、2 つ目は額の低さです。その 1 つ目の問題、府県による最低賃金の差。2021 年度の最低賃金は最高の東京で 1,013 円、奈良県は 838 円でその差は 175 円です。近隣で言いますと京都府が 909 円で 71 円差、大阪府が 964 円で 126 円差です。ならコープ、私どもの店は、大阪府との境に生駒店・学園前店・竜田川店、京都府との境に

押熊店・朱雀店と5つの店舗があります。実際にどの店も募集をかけても人が集まらず、人員不足が続いています。少し自転車に乗って県を越えたら時給が100円以上上がるというならそっちに行くのが道理であると思います。で、それなら会社独自に時給を上げたらいいというふうになりますが、経営というのはなかなかそうならず、法的ギリギリの線で何とかクリアしていこうとする、事実そうになっているということです。法的規制によって全国一律にすべきだと考えています。全国で最低生計費調査が実施されています。近隣では昨年京都が実施し、今年大阪が取り組んでいます。結果例を示しますと、最低生計費の時給は東京の北区で1664円、京都市で1639円、那覇市で1642円と北でも南でも中部でもほぼ変わりません。地域によって最低賃金に差をつけることに納得できる理由・根拠はないのです。この結果が示していると思います。

今回の中央目安ですけれども、依然、AからDランクと4つに分けられてはいるものの、全ランク同じ28円という一律引き上げに踏み切りました。この点は大いに評価するものです。しかし、このまま全都道府県が同じ28円の引き上げにとどまったなら、今ある地域間格差は解消されず、今先ほど紹介した奈良県と大阪府・京都府の県境問題は解決されません。地域活性化の視点から、奈良県は目安を大幅に超える引き上げに踏み込む必要があると考えています。

そして2つ目の額の低さの問題です。私たち全労連は最低でも1500円以上を主張しておりますが、時給1500円とは今例に示しました、どの最低生計費よりも低い額です。ですので、時給1500円要求は控え目な要求と考えています。最低賃金法に労働者の生計費を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活ができるよと明記されています。それで1500円という額、ちょっと考えると、1500円で8時間働いて月22日働くと月額26万4000円になります。それで12カ月、年間で316万8000円。つまり手取りで300万ちょっとしかないということです。これは総支給額なので、そこから税金・社会保障費等引かれます。これではギリギリの生活だというのが、ここにおられる方々も肌感覚で理解できると思います。これ以下では生活できません。ギリギリ生きていくだけのことはできるかもしれませんが、子供を産んで育てて普通に暮らしていくことができません。社会にとって必要不可欠な労働者が再生産されず、社会自体が成り立たなくなってきました。日本経済の構造的不況はコロナ禍になる前からこうやって始まっていました。パンデミックの下でも、世界のほとんどの国では最低賃金を引き上げています。アメリカではバイデン新政権が時給15ドルの連邦賃金を引き上げるという動きが進んでいます。ドイツでは7月に10.45ユーロ約1379円へ引き上げます。日本政府は骨太の方針2021で地方活性化に向けた重要施策の1つに最低賃金の引き上げを位置付けています。最低賃金の引き上げは生産性向上にプラスに影響してきた可能性が示唆されています。労働者からの視点だけではなく、使用者側からも考えても大幅に最低賃金を引き上げるしかありません。

以下、この間集まっております最低賃金アンケートに書かれてある意見の一部を紹介したいと思います。大学生は、ほとんど大阪でバイトをしています。夜10時にバイトが終わり、帰宅すると11時になり物騒です。奈良でバイトしたいと皆思っています。

大学生になると、通学で大阪に行く人が多く、学生バイトが時給の高い大阪に行ってしまう。私たち主婦パートも、都合が許せば大阪で働いたほうが同じ仕事でも時給が高いので通勤時間が少々長くなっていいかと辞めていく人が多いです。せめて大阪と同じ時給になることを望みます。

三重県より低いとは正直驚きです。こんなに近隣府県との格差があれば、他府県へ働きに出る人が多

いのも当たり前です。どこで生活してもかかる費用は変わらないので、格差を無くしてください。

電車1本で最賃の高い大阪・京都に行けます。これでは奈良県で働く人が他府県に流れてしまい、労働者がいなくなってしまう。

奈良は高齢化が進み、ますます若者の力が必要になってきます。社会情勢が変わりゆく中で経済的なモチベーションは必要だと考えます。

1年半ほど前まで他府県に住んでいました。奈良県に引っ越してきて、今、私は高校生で初めてアルバイトをした時と同じ時給で働いています。この賃金の低さは異常だと思います。

全ての労働者の賃上げの基礎として最低賃金の位置は大きく、コロナ禍において耐えて頑張る公務労働者の賃上げを実現するためにも最賃引き上げは重要です。格差・貧困の広がりのある中でその是正を実現するためには、全国一律の最低賃金制がその引き上げとともに必要である。奈良県の低さも深刻であると同時に、全国の最賃格差は200円以上であり、これは許されるものではない等々以上たくさん寄せられた署名とアンケートから、一部ですが紹介させていただきました。

政府は方針で賃上げ時の助成金を拡充し、中小企業を支援するとあります。コロナ禍に立ち向かう上で最低賃金の引き上げは重要な柱で、それによって多くの労働者の収入が増え、経済が再活性化していきます。今、最低賃金を大幅に引き上げることは長いスパンで考えると、労使ともにメリットのあることです。中央が一律の引き上げ目安を示した今年、地方審議会の動向が大きく注目を集めます。本日訴えましたことや労働者の様々な意見を真摯に受け止めていただき、政府方針・中央目安を大きく上回る最低賃金の引き上げを切に望みます。以上です。ありがとうございます。

【伊東会長】

松本様ありがとうございました。

皆様、どうもありがとうございました。ただ今、各労使団体の皆様から意見をお聞きしましたが、それら意見につきましてご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

【上村委員】

すみません、参考までにお聞かせいただきたいのですが、連合様の方の資料の7ページで、倒産及び休業・廃業した企業のところのページがあったかと思うのですが、この中で380件に上る休業・解散した企業の多くの理由が高齢化による休業だというふうなご主張ということでしょうか。

【松田委員】

はい。今のご質問。380件の休業のうち、その多くが高齢化によるものであったかということだと思いますが、実際その後継者不足というところの休業した企業が4分の1程度ですがあったり、後継者いるがまだちゃんと決まっていないうところも含めると6割ほどがまだちゃんとした後継者が決まっていないう、そういった中で休業・解散した件数がこれぐらいに至っているというふうな状況です。

【上村委員】

ありがとうございました。2020年ということでもコロナ禍の中でというふう感じたのですが、380件に上る大半が経営者の高齢化によるというふうなご説明だったというふうには理解しております。参考になりました、どうもありがとうございました。

【伊東会長】

ありがとうございました。そのほかにはございませんでしょうか。

【深水委員】

ならコープさんの意見書のところなのですけども、頭書きの部分、その記の上のところの下から5行目ほぼ最低賃金前後で働きとなっているのですが、これはほぼ最低賃金という意味であって、最低賃金以下で働いている方がいらっしゃるという意味ではないですね。

【奈良県労働組合連合会・市民生協ならコープ労働組合 松本委員】

以下ではないです。

【深水委員】

以下ではないですね。そういう意味ですね。はい、ありがとうございました。

【伊東会長】

どうもありがとうございました。そのほかにもございませんでしょうか。

それでは以上をもちまして、関係労使からの意見聴取は終了とさせていただきます。

続きまして、議題(4)「奈良県特定最低賃金の改正必要性について(諮問)」の審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

【藤本室長】

はい。それでは、ご説明させていただきます。

資料No.7「奈良県特定最低賃金の改正に係る申出書」をご覧ください。最低賃金法第15条第1項の規定に基づきまして、令和3年7月6日に奈良県特定最低賃金の改正決定に関する申出が3件ございました。

特定最低賃金の内容を改正したいときは、当該産業に属する関係労働者もしくは関係使用者は管轄労働局長に対し申し出ることができますが、この申出方法の違いから「労働協約ケース」と「公正競争ケース」に区別することができます。

「労働協約ケース」とは、当該産業において、同種の基幹的労働者「基幹的」とは「中心的な」という意味ですが、基幹的労働者の概ね3分の1以上の者が、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受けている場合を指します。

当該労働協約の当事者である複数の労働組合が合意し、特定最低賃金の改正を申し出てくる場合を

「労働協約ケース」と呼んでいます。

一方、「公正競争ケース」とは、当該産業において、事業の公正競争を確保するという観点から「必要性がある」として、特定最低賃金の改正を申し出てくる場合を指します。

先ほど申し上げた3件の申出は、いずれも「労働協約ケース」に基づくものでございます。順にご説明します。

1件目は、JAM大阪奈良地区協議会様から「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の改正の決定を求める申出でございます。

申し出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者数はBで6,950名、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数はAで2,753名となり、概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしておりました。

2件目は、電機連合奈良地方協議会様から「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」の改正の決定を求める申出でございます。

申出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者はBで1,120名、労働協約の適用労働者数はAで938名となり、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、基幹的労働者数の概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしておりました。

3件目は、自動車総連奈良地方協議会様から「奈良県自動車小売業最低賃金」の改正の決定を求める申出でございます。

申出の理由欄を見ますと、奈良県における同種の産業に使用される基幹的労働者数はBで3,330名、労働協約の適用労働者数はAで1,163名となり、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、基幹的労働者数の概ね3分の1以上に達しており、申出の法定要件を満たしておりました。

申し出のございました3件につきましては、いずれも申出の法定要件が整っておりましたので、これを受理したところでございます。以上でございます。

【伊東会長】

はい。ただ今の事務局からの説明を踏まえ、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する申出は、3件いずれも要件を満たしているとのことでしたので、奈良労働局長から、その「必要性の有無」について諮問をお受けしたいと思えます。

【藤本室長】

それでは、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する「必要性の有無」につきまして、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あて諮問をさせていただきます。

奈良労働局の鈴木から伊東会長に「諮問文」をお渡ししますので伊東会長、鈴木局長ともに会場中央まで移動をお願いします。

【鈴木労働局長】

よろしくお願ひいたします。

【伊東会長】

承りました。

それでは、ただ今の諮問文をもちまして、奈良労働局長からの諮問をお受けすることといたします。

【藤本室長】

それでは、諮問文の写しを委員の皆様にお配りしますので、しばらくお待ちください。

そうしましたらお手元に行き渡りましたでしょうか。内容を確認していただくために私から諮問文を読み上げます。

奈労発基 0719 第 1 号
令和 3 年 7 月 19 日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良労働局長
鈴木 伸宏

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、最低賃金の改正決定の必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

最低賃金の件名	申出書受理年月日	申出代表者名
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (令和元年奈良労働局最低賃金公示 第 2 号)	令和 3 年 7 月 6 日	JAM 大阪 奈良地区協議会 議長 松井 敦

奈良県電子部品・デバイス・ 電子回路、発電用・送電用・ 配電用電気機械器具、産業用 電気機械器具、民生用電気機 械器具製造業最低賃金 (令和元年奈良労働局 最低賃金公示 第3号)	令和3年7月6日	電機連合 奈良地方協議会 議長 池田 寿和
奈良県自動車小売業最低賃金 (令和元年奈良労働局 最低賃金公示 第4号)	令和3年7月6日	自動車総連 奈良地方協議会 議長 大蔵 武臣

以上でございます。

【伊東会長】

それでは、次に「諮問の趣旨」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【鈴木労働局長】

奈良労働局長の鈴木でございます。

ただ今、奈良県特定最低賃金の改正の必要性につきまして、諮問文を会長にお渡しさせていただきました。制度の主旨や申出状況につきましては、先ほど事務局からご説明申し上げましたとおりであります。奈良県特定最低賃金3件につきまして、改正の申出がなされており、いずれも申出の要件は整っているところでございます。

今後は、運営小委員会でご審議いただくことになるかと存じますが、委員の皆様方におかれましては、奈良県内の様々なお実情をご勘案の上、改正の必要性の有無につきまして、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【伊東会長】

ありがとうございました。この諮問につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお伺いしたいと思っております。いかがでしょうか。

ご意見、ご質問がないようですので議事を進行いたします。

奈良労働局長からお受けいたしました、奈良県特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る「諮問」につきまして、具体的な審議は「運営小委員会」で行うということで、前回の審議会で皆様方から承認を得ているところでございます。

運営小委員会に関し、前回に決めたことを含め、事務局から説明をお願いいたします。

【藤本室長】

はい。それでは、運営小委員会についてご説明します。

委員の皆様9名のお名前は資料No.8「運営小委員会委員名簿」をご覧ください。お名前の読み上げは省略させていただきます。

第1回運営小委員会の開催日時は、7月21日(水)15時00分開始を予定しています。

審議内容は「委員長及び委員長代理の選出」、「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」などを予定しています。

なお、審議内容の公開・非公開の取り扱いですが、「原則として公開する」ことになってはいますが、その具体的な取り扱いは、運営小委員会の中で審議し、決めることになってはいます。以上でございます。

【伊東会長】

はい。今の事務局の話していきますと、「第1回運営小委員会」は、原則「公開」という理解でよろしいのですか。

【藤本室長】

はい。運営小委員会の第1回目の開始時点では、「公開」となります。

ただし、従来から「必要性の有無の審議は非公開」の取扱いになってはいますので、第1回目の審議の内容次第では「公開」で開始したものの、途中から「非公開」に切り替わるという結論になる可能性もございます。ご審議次第でございます。

以上でございます。

【伊東会長】

はい、分かりました。それでは、運営小委員会の委員に任命されました皆様方には、大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議題(5)「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。また、念のために次回の審議日程も今一度説明をお願い申し上げます。

【藤本室長】

はい。それでは、議題(5)に関してご説明いたします。

まず、資料No.9「最低賃金と生活保護との整合性について」をご覧ください。最低賃金法第9条第3項では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と規定しております。そのため、最低賃金と生活保護費の比較を説明するためにお付けいたしました。

資料3枚めくっていただくと、令和元年度の生活保護のデータ及び最低賃金のデータによるグラフと、令和元年度の生活保護のデータ及び令和2年度の最低賃金のデータによるグラフ2種類がありますが、いずれも都道府県別に生活保護費と最低賃金額を比較したものでございます。

このグラフのとおり、奈良県を含めまして、全都道府県で最低賃金が生活保護費を上回っております

ことをご報告いたします。

次に、次回の審議会の日程をご説明させていただきます。

次回も令和3年度第3回(通算第494回)本審は8月5日(木)15時00分開始の予定でございます。

審議内容は、奈良県最低賃金にしましては、奈良県最低賃金専門部会におきまして一定の結論に達しているということでありましたら、「奈良県最低賃金専門部会の審議結果」の報告、この審議結果報告を踏まえた審議などを予定しております。

奈良県特定最低賃金にしましては、運営小委員会におきます「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議結果」の報告、この審議結果を踏まえた「答申」、もし「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性があり」といったご判断の場合は、「金額改正の諮問」等を予定しております。

なお、審議は「公開」審議となります。

以上でございます。

【伊東会長】

はい、ありがとうございました。それでは、これをもちまして本日の審議会を終了いたします。皆さんどうもお疲れ様でした。